平成２２年（フ）第６９５０号
大阪市淀川区西宮原２丁目２番17号
破産者　株式会社オクムラ
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４６号
鹿児島県志布志市志布志町帖7072番地１
コーポハナブサ天神Ｂ棟、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖6098番地14
破産者　市来　敏和
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
北海道旭川市４条通４丁目左10号
破産者　有限会社三輪商事
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４３号
北海道留萌市花園町３丁目２番９号
破産者　有限会社北清留萌
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１号
静岡県富士市中丸59番地の１
破産者　株式会社プラウド
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１４６号
静岡県富士市五貫島662番地の２
破産者　エムイーテクノス株式会社
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２３６号
静岡県富士市石坂314番地の３
破産者　有限会社マルゼン
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３９０号
徳島市鮎喰町１丁目82番地
破産者　株式会社ＨＲＳ企画
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
福岡県行橋市門樋町９番45―603号
破産者　有門　晋平
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１１３５号
最後の住所千葉県船橋市本町３丁目８番26―603号
破産者　亡杉澤出相続財産
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９１９号
名古屋市緑区池上台１丁目198番地
破産者　株式会社ファインスタイル
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７号
滋賀県長浜市酢46番地の３
破産者　杉本建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
兵庫県豊岡市日高町伊府707番地
破産者　藤原製材株式会社
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１９９号
広島市西区南観音町24番19号
破産者　株式会社田口工務店
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７号
盛岡市青山３丁目26番20号
破産者　東日本石油株式会社
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４２号
岐阜市金町１丁目21番地
破産者　コダマ化学株式会社
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９９号
最後の住所岐阜市金町１丁目21番地
破産者　被相続人亡兒玉治相続財産（開始決定時の表示　兒玉　　治）
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８８３号
最後の住所京都市左京区松ケ崎壱町田町６番地２　グラン・シティオ北山通り105
破産者　亡宮田晴之相続財産
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
岐阜市五坪２丁目２番20―403号　モアグレース田神
破産者　中**澤**　優希
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１３２０号
愛知県愛西市須依町庄屋敷15番地17
破産者　大森　一行
1　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
2　一般調査期日　平成25年９月10日午後３時30分
平成25年６月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６１号
三重県四日市市午起２丁目1505番地
破産者　株式会社ナイガイ・エキスプレス
1　破産債権の届出期間　平成25年７月29日まで
2　一般調査期日　平成25年10月17日午後２時30分
平成25年６月27日
津地方裁判所四日市支部破産係